

有料老人ホーム ひなた 管理規程

（事業の目的）

第1条 合同会社エスケー介護が開設する有料老人ホームひなた（以下、有料老人ホームとという）が行う有料老人ホーム事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、有料老人ホームの介護従業者（以下、従業者という）が、有料老人ホームに入所する必要を認められた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 有料老人ホームの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持向上生活の質の確保を重視した集団的生活が継続できるように支援する。事業に実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名称 有料老人ホーム ひなた
（2）所在地 旭川市旭神2条1丁目1番4号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 有料老人ホームひなた に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
（1）施設長 1名
施設長は、従業者の管理及び有料老人ホームの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
（2）介護従業者 日勤 3名以上
介護従業者 夜勤 2名以上
介護員は、入所者の心身の状況に応じ、その方に合った生活全般の介助支援・相談等を行い、それに付随するあらゆる業務を行う。又、緊急時の対応を行う。

（入所定員）

第5条 有料老人ホームひなたの入所定員及び、入居対象者は次のとおりである。
1F：9名、2F：13名 計22名
入居対象者 要介護者

（事業の内容及び利用料その他費用の額）

第6条 事業の内容及び利用料その他費用の額は次のとおりとする。
（1）事業の内容・・・自立、要支援者、要介護者を対象とし、入居者の介護以外の健康管理、食事の提供、生活の援助、レクリエーションやイベントの実施を行う。
（2）利用料・・・なし。
（3）その他費用の額・・・入居するに当たっての費用は以下のとおりです。
○家賃（1ヵ月）・・・・・・ 28,000円
○家賃（1日）・・・・・・ 833円
○食材費（1ヵ月）・・・・・・ 39,000円
○食材費（1日）・・・・・・ 1,300円
○水道光熱費（1ヵ月）・・・・・・ 7,500円
○暖房費（冬期間）・・・・・・ 月7,000円
以上の費用を当方の規程料金とし、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨を契約書で受けるものとする。
その他の費用についても事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の署名又は口頭で受けるものとする。

（入居するに当たっての留意事項）

第7条 入居するに当たっての留意事項は次のとおりである。
（1）申込者の面接・身上調査
利用希望者の面接・身上調査は、本人及び身元引受人との面談により行うものとし、調査は生活状況家庭内状況、健康状況、経済状況等について執り行う。
（2）利用の承認・不承認

第7条（1）を加味し、選考の上で入居が適当と認められた方に対して入居利用承認通知書を通知し、入居を承認する。また、適当と認められない方、居室が満室となった場合については入居不承認の旨を通知する。

（3）入居開始手続

前条の規定により利用が承認となった方は、次に掲げる書類を提出して利用手続きをしなければならない。

1. 入居契約書
2. その他管理者が必要と認める書類

（4）身元引受人

身元引受人は、原則として、旭川市及び旭川市近郊に居住し、独立の生計を営む者とする。但し、未成年者・禁治産者・準禁治産者・又は破産者でない者とする。

2 身元引受人は、利用者の入院、退所、又は不測の事態が生じたときには適宜な方法を講ずるとともに、利用者と共に、利用者と共に連帯してその責任を負うものとする。

（5）退所・利用契約の解除

次のような場合、入居契約を解除する。

1. 利用者から退所の申し出があったとき
2. 利用料を滞納したり、支払が不可能となった場合
3. 利用者の病状が悪化し、当施設での生活に著しい支障があると認められたり、病院等での療養が必要と判断した場合
4. 入居時に虚偽の届出を行って利用した場合
5. 前各号のほか、施設での生活が不適当であると認められるとき

（緊急時等における対応方法）

第8条 介護従業員等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 公共機関・医療機関に速やかに連絡する。

（その他運営に関する留意事項）

第10条 事業は、入居サービスの質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においても、これら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。